

5,000円以下の飲食費とインボイス

接待交際費でも1人当たり5,000円以下の飲食費は、税務上の交際費等から除外します。インボイス制度開始後、この“5,000円”はどう考えるのでしょうか。Q&A形式で確認します。

Q.

弊社は税抜経理方式を適用しており、交際費等に該当しない「1人当たり5,000円以下の飲食費」に関しては、消費税等の額を含めず（税抜）5,000円以下かどうかで、判断を行っています。インボイス制度がスタートしましたが、この税抜5,000円の判断について留意すべきことはありますか？

弊社は消費税の課税事業者で、一般課税により納付すべき消費税額を計算しています。

A-1. 1人当たり5,000円以下の飲食費

接待交際費のうち、次の算式で計算した1人当たりの金額が5,000円以下である飲食費（社内飲食費を除く。以下同じ）は、一定の書類を保存することを条件に、税務上、交際費等の範囲から除かれ、損金となります。

【算式】

$$\frac{\text{飲食等として支出する金額}}{\text{飲食等に参加した者の数}} = \text{1人当たりの金額}$$

この場合の“5,000円”とは、税抜経理方式を適用している場合は消費税等の額を含めず、税込経理方式を適用している場合はこれを含めて判断します。

A-2. インボイス制度

インボイス制度が始まり、一般課税により納付すべき消費税額を計算する際、仕入税額控除

を適用するには、原則として、インボイスの保存が必要となりました。

インボイス発行事業者でなければインボイスは交付できません。そのため免税事業者などインボイス発行事業者以外からの課税仕入れは、仕入税額控除できません。ただし経過措置として一定の要件の下、2023年10月1日から3年間は80%を、その後の3年間は50%を仕入税額控除できます。

A-3. インボイス制度下での5,000円

税抜経理方式を適用している場合、支払先がインボイス発行事業者か否かで基準となる“5,000円”が次のとおり異なります。

【税抜相当額の基準額】

※（ ）内は税込相当額

発生日	インボイス発行事業者	左記以外
2023.10.1～2026.9.30	5,000円 (5,500円)	4,902円 (5,393円)
2026.10.1～2029.9.30		4,762円 (5,239円)
2029.10.1～		4,545円 (5,000円)

※円未満端数切捨てで計算した場合

これは、仕入税額控除できない部分（経過措置として最初の3年間20%、次の3年間50%、経過措置後100%）はコストとなるためです。

なお、この“5,000円”について、厚生労働省が提出した令和6年度税制改正要望事項に、物価の動向等を踏まえた金額の引上げがあります。こちらの動向も注視しましょう。